

令和3年 3月 4日 開会

令和3年 月 日 閉会

令和3年

第1回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和3年 第1回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第4号	令和3年度別海町一般会計予算	1
議案第5号	令和3年度別海町国民健康保険特別会計予算	2
議案第6号	令和3年度別海町下水道事業特別会計予算	3
議案第7号	令和3年度別海町介護サービス事業特別会計予算	4
議案第8号	令和3年度別海町介護保険特別会計予算	5
議案第9号	令和3年度別海町後期高齢者医療特別会計予算	6
議案第10号	令和3年度町立別海病院事業会計予算	7
議案第11号	令和3年度別海町水道事業会計予算	8
議案第12号	令和2年度別海町一般会計補正予算	9
議案第13号	令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算	10
議案第14号	令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算	11
議案第15号	令和2年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算	12
議案第16号	令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算	13
議案第17号	令和2年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算	14
議案第18号	令和2年度町立別海病院事業会計補正予算	15
議案第19号	令和2年度別海町水道事業会計補正予算	16
議案第20号	別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第21号	別海町生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第22号	別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第23号	別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	24
議案第24号	別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第25号	別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35

議 案 番 号	目 次	頁
議案第 2 6 号	別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	52
議案第 2 7 号	別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について	60
議案第 2 8 号	別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	67
議案第 2 9 号	工事請負契約の締結について	68
議案第 3 0 号	工事請負契約の締結について	69
議案第 3 1 号	工事請負契約の締結について	70
議案第 3 2 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	71
議案第 3 3 号	別海漁港における公有水面埋立について	84
議案第 3 4 号	町道の路線認定及び廃止について	85
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	88

議案第 4 号

令和 3 年度別海町一般会計予算

令和 3 年度別海町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 5 号

令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 6 号

令和 3 年度別海町下水道事業特別会計予算

令和 3 年度別海町下水道事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 7 号

令和 3 年度別海町介護サービス事業特別会計予算

令和 3 年度別海町介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 8 号

令和 3 年度別海町介護保険特別会計予算

令和 3 年度別海町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 9 号

令和 3 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算

令和 3 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第10号

令和3年度町立別海病院事業会計予算

令和3年度町立別海病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和3年3月4日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 11 号

令和 3 年度別海町水道事業会計予算

令和 3 年度別海町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 12 号

令和 2 年度別海町一般会計補正予算

令和 2 年度別海町一般会計補正予算（第 9 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 13 号

令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算

令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 14 号

令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算

令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 15 号

令和 2 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算

令和 2 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第16号

令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算

令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和3年3月4日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 17 号

令和 2 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 2 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 18 号

令和 2 年度町立別海病院事業会計補正予算

令和 2 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第19号

令和2年度別海町水道事業会計補正予算

令和2年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和3年3月4日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 20 号

別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例

別海町国民健康保険条例（昭和 35 年別海村条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。））」を「（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

別海町生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について

別海町生活支援事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町生活支援事業条例の一部を改正する条例

別海町生活支援事業条例（平成 12 年別海町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「高齢者等の」を「、高齢者等の」に改める。

第 3 条の見出し中「、利用回数」を削り、「対象者」の次に「等」を加え、同条中「前条」の次に「第 1 号」を加え、「次の」を「、次の」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 事業の内容 移送用車両により、利用者の居宅と町内の在宅福祉サービス（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による送迎費用に係る保険給付を受けることができるサービスを除く。）を提供する場所、医療機関その他これに準ずると認められる場所及び施設までの間を送迎する事業
- (2) 事業の対象者 老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、車いすやストレッチャーを利用しなければ移動が困難な高齢者又は重度身体障害者であって、一般の交通

機関を利用することが困難な者

第3条に次の1項を加える。

2 前条第2号に掲げる事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容 定期的に栄養のバランスの取れた食事を配食し、安否確認等を行う
事業

(2) 利用回数 1日1食、週5食以内

(3) 事業の対象者 食事の調理が困難な世帯で、次のいずれかに該当する世帯に属する者

ア 65歳以上の単身世帯

イ 65歳以上の高齢者のみの世帯

ウ 65歳以上の高齢者の属する世帯のうち、特に生活支援が必要と認める世帯

エ その他町長が必要と認める世帯

第4条第1項中「前条」を「第2条各号」に改め、同条第2項中「、申請者」を「申請者」に改める。

第6条中「第3条」を「第2条各号」に、「別表の」を「、別表の」に改める。

第7条の見出し中「事業」を「業務」に改め、「委託」の次に「及び委託料の支払」を加え、同条中「社会福祉法人等」を「事業者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委託事業者を支払う1食当たりの委託単価は、委託契約により定めるものとする。

別表を別記のように改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

	事業区分	利用単位	利用者負担区分	
			町民税非課税世帯	町民税課税世帯
1	第2条第1号に規定する外出支援サービス事業	1回当たり (片道)	250円	500円
2	第2条第2号に規定する配食サービス事業	1食当たり	400円	

議案第22号

別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

別海町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月4日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町介護保険条例の一部を改正する条例

別海町介護保険条例（平成12年別海町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「29,400円」を「30,600円」に改め、同項第2号及び第3号中「44,100円」を「45,900円」に改め、同項第4号中「52,900円」を「55,000円」に改め、同項第5号中「58,800円」を「61,200円」に改め、同項第6号中「70,500円」を「73,400円」に改め、同項第7号中「76,400円」を「79,500円」に改め、同号ア中「200万円未満」を「210万円未満」に改め、同項第8号中「88,200円」を「91,800円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同項第9号中「99,900円」を「104,000円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,600円」を「18,300円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度

までの各年度」に、「「17,600円」」を「「18,300円」」に、「「29,400円」」を「「30,600円」」に改め、同条第5項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「「17,600円」」を「「18,300円」」に、「「41,100円」」を「「42,800円」」に改める。

附則第7条の次に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分及び令和2年度分の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行われなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のいずれにも該当するものの

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定による減免をした場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められる者」とあるのは、「必要があると認められる者（附則第8条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第8条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別海町介護保険条例第4条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料率から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

議案第 23 号

別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年別海町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 31 条」を「第 34 条」に、「第 6 章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第 32 条）」を「第 6 章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第 35 条）」に改め、第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章 雑則（第 36 条）

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければな

らない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項中「専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

第6条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第15条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

（21） 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が町長が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が

必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条を第26条とし、第23条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第25条 指定居宅介護支援事業者は当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びま

ん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第28条を第30条とし、第25条から第27条までを2条ずつ繰り下げる。

第26条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第5章中第31条を第34条とし、第30条を第33条とし、第29条を第31条とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条中「第28条」を「第30条」に、「第32条」を「第35条」に改め、第6章中同条を第35条とする。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文章、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第35条において準用する場合を含む。）及び第13条第28号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子

的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「第5条第1項」を「同条第1項」に改め、附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第5条」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条第21号の規定は令和3年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項及び第32条（第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第20条（第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条(第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条(第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

議案第 24 号

別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 27 年別海町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 30 条」を「第 33 条」に、「第 31 条—第 33 条」を「第 34 条—第 36 条」に、「第 34 条」を「第 37 条」に、「第 35 条」を「第 38 条・第 39 条」に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条を第25条とし、第22条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置

等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第27条を第29条とし、第24条から第26条までを2条ずつ繰り下げる。

第3章中第30条を第33条とし、第29条を第32条とし、第28条を第30条とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第31条 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第4章中第33条を第36条とする。

第32条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条を第35条とし、第31条を第34条とする。

第34条中「第27条」を「第29条」に、「第34条」を「第37条」に改め、第5章中同条を第37条とする。

第35条を第39条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第38条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第7条（第37条において準用する場合を含む。）及び第35条第26号（第37条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第5項及び第31条（第37条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第19条（第37条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めて

おくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条（第37条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条（第37条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

議案第 25 号

別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成 25 年別海町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中第 9 章の次に次の 1 章を加える。

第 10 章 雑則（第 203 条）

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、

法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「いう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう。」の次に「第47条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「いう。」の次に「第47条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「いう。」の次に「第47条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所

(2) 指定短期入所療養介護事業所

(3) 指定特定施設

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(6) 指定地域密着型特定施設

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 指定介護老人福祉施設

(10) 介護老人保健施設

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの

提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と

同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定」を「第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条までの規定」に、「第33条第1項及び第34条中」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「同項」の次に「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号」を加え、「第34条中」を「第3号中」に改める。

第59条の20の3中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「いう。第34条」の次に「第1項」を加え、同条後段中「、第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、同条中「及び第59条の13第3項中」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

第59条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「場合において」の次に「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従事者」と」を加え、「これらの規定中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を「第59条の13の第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」に改める。

第64条第1項中「又は施設」の次に「(第66条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の

本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「及び第34条中」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「介護従業者」との次に「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と」を加える。

第82条第6項の表中「福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、指定老人保健施設」を加え、「、指定認知症」を「又は指定認知症」に改め、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削る。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

- 3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から町介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する町介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の町介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の町介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から

第41条まで」に、「及び第34条中」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「除く。）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に町長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共

同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「及び第34条中」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第6章第4節」との次に「第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従事者」とあるのは「介護従事者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「、第34条中」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第7章第4節」との次に「、第59条の1.6第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第97号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職

員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、」を削り、同条第8項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「施設」の次に「生活相談員、」を加え、同項第4号中「医療院」の次に「栄養士若しくは管理栄養士又は」を加え、同条第13項中「施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「同じ。）」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加える。

第180条第1項第1号ア（イ）ただし書中「おおむね10人以下としなければならない。」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。」に改め、同号ア（ウ）中「等は、」の次に「10.65平方メートル以上とすること。」を加え、「次のいずれかを満たすこと。」を削り、同号ア（ウ）に次のただし書を加える。

ただし、（ア）ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第180条第1項第1号ア（ウ）a及びbを削る。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「同じ。）」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第191条第11項ただし書中「前項」を「第7項」に改める。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「及び第34条中」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、改正後の別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（以下「新条例」という。）第３条第３項及び第４０条の２（第５９条、第５９条の２０、第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条、第１７７条、第１８９条及び第２０２条において準用する場合を含む。）、の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第３１条、第５５条、第５９条の１２（第５９条の２０の３において準用する場合を含む。）、第５９条の３４、第７３条、第１００条（第２０２条において準用する場合を含む。）、第１２２条、第１４５条、第１６８条及び第１８６条、の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、新条例第３２条の２（第５９条、第５９条の２０、第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条、第１７７条、第１８９条及び第２０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは

「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項（第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第59条の13第3項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 6 この条例の施行の日以降、当分の間、新条例第180条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第151条第1項第3号ア及び第167条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、第160条第1項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

- 8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の2（第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の3（第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 10 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第175条第1項（第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 11 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第171条第2項第3号（第189条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

議案第 26 号

別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成 25 年別海町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 雑則（第 91 条）

第 3 条に次の 2 項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「同条第7項」の次に「及び71条第9項」を加える。

第10条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時

において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を

防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第44条第6項の表中「福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「もの（以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から町介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する町介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の町介護保険事業計画を作成するに

当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の町介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条前段中「第28条」の次に「、第28条の2」を加え、同条中「第36条まで及び第37条（第4項を除く。）から」を削り、「第39条まで」の次に「（第37条第4項を除く。）」を、「規程」と、「」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「除く。）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」とい

う。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に町長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条前段中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、同条中「、第37条（第4項を除く。）から第39条（第5項を除く。）まで」を「から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第2

8条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価
本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第32条（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第27条、第57条及び第80条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条の2（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条第2項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条第3項（第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

議案第 27 号

別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例

別海町普通河川管理条例（平成 12 年別海町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表を別記のように改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第21条関係）

1 流水占用料（年額）

番号	区分	単位	期間	単価	摘要
1	鉱工業用水	毎秒0.1立方メートル	1年間又は一使用期間	378,000円	鉱工業経営に必要な用水（汽かん冷却用水を除く。）
2	汽かん冷却用水			71,000円	
3	農産物加工用水			35,000円	農業者が自家生産物を直接加工するために必要な用水に限る。
4	魚族養殖用水			105,000円	
5	鉱泉用水	1口	1年間	類似の土地の価格（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下同じ。）に100分の6を乗じて得た額	土地占用料を徴収しない場合に限る。
6	その他の用水	毎秒0.1立方メートル	1年間又は一使用期間	71,000円	

備考 1 1件が0.01立方メートル未満のものである場合は、0.01立方メートルとして計算する。

2 許可期間が1年に満たないときは、月割により計算する。この場合において1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

3 期間の欄中「一使用期間」とは、毎年度における水利使用に係る操業期間をいう。

4 流水占用料は、上記で算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）

を加えた額を徴収する。ただし、その額が100円に満たない場合にあっては100円とする。

- 5 流水占用料の額を算出する場合において、算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 土地占用料（年額）

番号	区分	単位	単価及び算出方法	摘要
1	鉱泉地	1口	類似の土地の価格に100分の6を乗じて得た額	
2	建造工作物敷地（外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）	1平方メートル	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格（地方税法第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいい、以下「近傍価格」という。）に100分の6を乗じて得た額（その額が20円に満たない場合にあっては、20円）	
3	工作物の伴わない敷地		近傍価格に100分の5を乗じて得た額（その額が10円に満たない場合にあっては、10円）	
4	農耕用敷地		近傍類似の農地の1平方メートル当たりの借賃（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定に基づき別海町農	

			業委員会が提供する借賃をいう。以下同じ。)を勘案して町長が定める額	
5	採草及び放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの借賃を勘案して町長が定める額に100分の60を乗じて得た額	
6	漁業及び養殖用水面		20円	
7	けい船その他に係る水面		30円	
8	管の埋設 (外径が0.4メートル未満のものに限る。)	1メートル	14円	
	外径が0.07メートル未満のもの		20円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41円	

		上0.2メートル未満のもの		
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	61円	
		外径が0.3メートル以上のもの	81円	
9	第1種電柱	1本	380円	
	第2種電柱		580円	
	第3種電柱		780円	
	第1種電話柱		340円	
	第2種電話柱		540円	
	第3種電話柱		740円	
	その他柱類		34円	
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	3円	

- 備考 1 1件が0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満のものである場合又は、1件に0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全延長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 2 許可期間が1年に満たないときは、月割りにより計算する。この場合において1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 3 単価を算出するに当たっては、近傍価格前年度の当該占用に係る土地占用料の算定に用いた近傍価格に1.2を乗じて得た額（以下「調整近傍価格」という。）を超える場合には、当該調整近傍価格を近傍価格とする。
- 4 土地占用料は、上記で算定した額（当該許可の期間が1月に満たない場合に

あつては、その額に、消費税額を加えた額）を徴収する。ただし、当該算出額が100円に満たない場合にあっては、100円とする。

5 土地占用料の額を算出する場合において、算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

6 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）をのうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

7 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 土石採取料その他の河川産出物採取料

番号	区分	単位	単価	摘要
1	土砂	1立方メートル	130円	
2	砂		160円	
3	切込砂利		160円	
4	砂利		160円	栗石を含む。
5	玉石		210円	
6	転石		890円	
7	木杭	1束	100円	胴径30センチメートルで元口径4センチメートル以内、長さ1.2メートルのものを標準とする。
8	粗朶		60円	胴径30センチメートルで長さ3.5メートルのものを標準とする。

9	帶梢	同 (25本)	100円	1本につき元口径3センチメートル、長さ3.5メートルのものを標準とする。
10	芝草	1平方メートル	50円	
11	あし、かや、その他雑草	100キログラム	70円	
12	じゅん採		町長が定める額	
13	凍氷		50円	
14	その他		町長が定める額	

備考 1 土石採取料その他の河川産出物採取料は、上記で算定した額に消費税額を加えた額を徴収する。ただし、当該算出額が100円に満たない場合にあっては、100円とする。

2 土石採取料その他の河川産出物採取料の額を算出する場合において、算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 28 号

別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例

別海町集落排水施設設置条例（平成 2 年別海町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中春別農業集落排水施設の項計画人口の欄中「770 人」を「650 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第29号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 北海道公設光ファイバ整備推進協議会 高度無線環境整備工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 7,641,480,000円
(内消費税及び地方消費税額 694,680,000円)
別海町地区整備分 2,605,900,000円
(内消費税及び地方消費税額 236,900,000円) |
| 4 契約の相手方 | 札幌市中央区大通西14丁目7番地
東日本電信電話株式会社
北海道事業部長 阿部 隆 |

議案第 30 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | イーストタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（1号棟） |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 122,650,000円
(内消費税及び地方消費税額 11,150,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 三共・岡田経常共同企業体
経常共同企業体構成員 |
| | 代表者 | 野付郡別海町西春別99番地の48
株式会社三共工務店
代表取締役 森田 雅浩
野付郡別海町西春別宮園町11番地
株式会社岡田工務店
代表取締役 岡田 啓 |

議案第 31 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | イーストタウン寿団地公営住宅改修機械設備工事（1号棟） |
| 2 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 51,128,000円
（内消費税及び地方消費税額 4,648,000円） |
| 4 契約の相手方 | 野付郡別海町西春別駅前錦町200番地
株式会社竹崎工業
代表取締役 竹崎 修一 |

議案第 32 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、床丹、尾岱沼、中春別、上春別、西春別、泉川、本別及び上風連辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

総合整備計画書

(第4次変更)

北海道別海町床丹辺地
(辺地の人口 261人、面積 46.1km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町床丹

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町床丹5番地101

(3) 辺地度点数

227点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。
- 通学バス～ 本辺地から野付小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。
- 経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信施設 (光ファイバ整備事業外1事業)	別海町	126,900	80,800	46,100	46,100
通学バス (スクールバス購入事業)	別海町	10,600	3,770	6,830	6,800
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	(49,587)	(46,615)	(2,972)	(2,900)
		44,746	42,061	2,685	2,600
合 計		(187,087) 182,246	(131,185) 126,631	(55,902) 55,615	(55,800) 55,500

総合整備計画書

(第6次変更)

北海道別海町尾岱沼辺地
(辺地の人口 1,466人、面積 29.4km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町尾岱沼・尾岱沼潮見町・尾岱沼港町・尾岱沼岬町

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町尾岱沼港町155番地1

(3) 辺地度点数

122点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

下水道～ 施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。

生活バス～ 本辺地内の住民の生活基盤となるバス路線維持のため、車両の更新を計画的に進める必要がある。

へき地集会室～ 本施設は建設から35年が経過し、老朽化が進んでいる。学校管理運営上及び地域住民の活動の基点として重要な施設であるため、改修を行う必要がある。

消防施設～ 災害等より住民の安全を守るため、消防施設の計画的な整備を行う必要がある。

経営近代化施設～ 施設の老朽化に伴う稼働停止は本町の産業に重大な影響を及ぼすため、改修・更新を行う必要がある。また、安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

観光レク施設～ 本施設内の宿泊棟は設置から23年が経過し、老朽化が進んでいる。自然景観を求め本町を訪れる観光客へ快適な宿泊環境を提供するため、改修を行う必要がある。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。また、町民生活に密着した地域情報等を提供するコミュニティFMについて、放送提供エリアの地域間格差を解消し、町内全域で放送を聴取可能とするため、FM関連の通信施設を整備する必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
下 水 道 (漁業集落排水事業)	別 海 町	(33,732) 23,000	(8,300) 11,500	(25,432) 11,500	(12,100) 11,500
生 活 バ ス (地域生活バス購入事業)	別 海 町	35,000		35,000	35,000
へ き 地 集 会 室 (小学校校舎等改修事業)	別 海 町	97,450	24,442	73,008	56,800
消 防 施 設 (高規格救急車購入事業)	別 海 町	42,765		42,765	42,700
経 営 近 代 化 施 設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業外1事業)	別 海 町 北海道農業公社	(212,873) 207,679	(17,794) 12,921	(195,079) 194,758	(195,000) 194,600
観 光 レ ク 施 設 (尾岱沼ふれあいキャンプ場改修事業)	別 海 町	20,700		20,700	20,700
電 気 通 信 施 設 (コミュニティFM放送通信施設整備事業外1事業)	別 海 町	(79,208) 76,500	(51,500) 51,500	(27,708) 25,000	(27,700) 25,000
合 計		(521,728) 503,094	(102,036) 100,363	(419,692) 402,731	(390,000) 386,300

総合整備計画書

(第3次変更)

北海道別海町中春別辺地
(辺地の人口 947人、面積 125.2km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町中春別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町中春別西町3番地1

(3) 辺地度点数

109点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び改修を実施し、延命化を図る必要がある。【中春別東町本通中通線 (L=120m W=5.0m)】
- 通学バス～ 本辺地から中春別小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。
- 集会施設～ 住民の交流等を行う場として必要不可欠な施設であるが、建築から相当年数が経過し老朽化が著しいため、改修を実施し、延命化を図る必要がある。
- 下水道～ 施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。
- 産業道路～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【東富岡地区 (L=1,033m W=4.0m)、平成地区 (L=3,798m W=5.5m)】
- 産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【平和地区 (L=906m W=4.0m)】
- 経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。
- 電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
交 通 道 路 (橋梁長寿命化補修事業外1事業)	別 海 町	38,200	19,833	18,367	18,200
通 学 バ ス (スクールバス購入事業)	別 海 町	(11,538) 0	(3,750) 0	(7,788) 0	(7,700) 0
集 会 施 設 (地域会館等整備事業)	別 海 町	15,700		15,700	13,900
下 水 道 (農業集落排水事業)	別 海 町	166,000	83,000	83,000	41,500
産 業 道 路 (東富岡地区基盤整備促進事業外1事業)	北 海 道 町 別 海 海	295,668	215,095	80,573	77,800
産 業 農 林 道 (平和地区農道整備事業)	北 海 道	64,000	49,600	14,400	14,300
経 営 近 代 化 施 設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	(373,572) 327,548	(351,155) 307,894	(22,417) 19,654	(22,300) 19,400
電 気 通 信 施 設 (光ファイバ整備事業)	別 海 町	325,800	219,400	106,400	106,400
合 計		(1,290,478) 1,232,916	(941,833) 894,822	(348,645) 338,094	(302,100) 291,500

総合整備計画書

(第3次変更)

北海道別海町上春別辺地
(辺地の人口 806人、面積 101.1km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町上春別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町上春別南町6番地1

(3) 辺地度点数

146点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 交道路路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び改修を実施し、延命化を図る必要がある。【上春別原野54線(L=4,450m W=4.0m)】
- 生活バス～ 本辺地内の住民の生活基盤となるバス路線維持のため、適切に車両の更新を進める必要がある。
- 通学バス～ 小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。
- 下水道～ 施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。
- 産業道路～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【上西別地区(L=547m W=4.0m)、恩根内地区(L=1,096m W=4.0m)】
- 産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【大成零号地区(L=3,738m W=4.0m)】
- 経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。
- 電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
交 通 道 路 (橋梁長寿命化補修事業外1事業)	別 海 町	341,900	44,905	296,995	296,700
生 活 バ ス (地域生活バス購入事業)	別 海 町	27,620		27,620	27,400
通 学 バ ス (スクールバス購入事業)	別 海 町	21,789	3,680	18,109	17,000
下 水 道 (農業集落排水事業)	別 海 町	163,200	81,600	81,600	40,700
産 業 道 路 (上西別地区基盤整備促進事業外2事業)	北 海 道 町 別 海 海 町	244,250	151,565	92,685	90,900
産 業 農 林 道 (大成零号地区農道整備事業)	北 海 道	646,000	500,650	145,350	145,200
経 営 近 代 化 施 設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	(41,600) 0	(39,105) 0	(2,495) 0	(2,300) 0
電 気 通 信 施 設 (光ファイバ整備事業)	別 海 町	263,100	177,200	85,900	85,900
合 計		(1,749,459) 1,707,859	(998,705) 959,600	(750,754) 748,259	(706,100) 703,800

総合整備計画書

(第6次変更)

北海道別海町西春別辺地
(辺地の人口 2,751人、面積 152.5km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町西春別・西春別昭栄町・西春別本久町・西春別宮園町・
西春別清川町・西春別幸町・西春別駅前寿町・西春別駅前錦町・
西春別駅前栄町・西春別駅前西町・西春別駅前柏町・西春別駅前曙町

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町西春別駅前錦町39番地

(3) 辺地度点数

104点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【西春別駅前西町3条通西線 (L=140m W=4.0m)】
- 生活バス～ 本辺地内の住民の生活基盤となるバス路線維持のため、車両の更新を計画的に進める必要がある。
- 集会施設～ 住民がコミュニティ活動・交流等を行う場として必要不可欠な施設であるが、老朽化が著しく利用に支障を来しているため、町内会が実施する施設整備に対し支援を行う必要がある。
- 産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【西和地区(改良L=509m、舗装L=1,894m W=4.0m) 協和第1地区(調査設計・用地確定測量・改良・舗装L=510m W=4.0m) 北栄地区(L=2,570m W=4.0m)】
- 下水道～ 施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。
- 経営近代化施設～ 農業経営の近代化を図るため、安定した用水の供給が必要である。
- 電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
交 通 道 路 (橋梁長寿命化補修事業外2事業)	別 海 町	(356,045) 352,328	(195,012) 199,350	(161,033) 152,978	(160,700) 152,800
生 活 バ ス (生活バス購入事業)	別 海 町	32,469		32,469	32,300
集 会 施 設 (振興奨励地区会館等整備事業)	別 海 町	3,218		3,218	3,200
産 業 農 林 道 (西和地区基盤整備促進事業外2事業)	北 海 道 別 海 町	447,357	287,558	159,799	157,900
下 水 道 (農業集落排水事業)	別 海 町	201,000	92,500	108,500	54,100
経 営 近 代 化 施 設 (環境保全型かんがい排水事業)	国	(13,380,485) 0	(13,216,017) 0	(164,468) 0	(98,900) 0
電 気 通 信 施 設 (光ファイバ整備事業)	別 海 町	396,850	267,250	129,600	129,600
合 計		(14,817,424) 1,433,222	(14,058,337) 846,658	(759,087) 586,564	(636,700) 529,900

総合整備計画書

(第2次変更)

北海道別海町泉川辺地
(辺地の人口 317人、面積 58.7km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町泉川

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町泉川107番地52

(3) 辺地度点数

191点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。
【北栄西地区(L=2,100m W=4.0m)、光進北地区(L=1,108m W=4.0m)】

経営近代化施設～ 農業経営の近代化を図るため、安定した用水の供給が必要である。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。また、町民生活に密着した地域情報等を提供するコミュニティFMについて、放送提供エリアの地域間格差を解消し、町内全域で放送を聴取可能とするため、FM関連の通信施設を整備する必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業)	別海町	10,000	6,214	3,786	3,700
産業農林道 (光進北地区基盤整備促進事業外1事業)	別海町	(242,500) 160,000	(109,120) 74,250	(133,380) 85,750	(132,700) 85,100
経営近代化施設 (環境保全型かんがい排水事業)	国	(8,671,672) 0	(8,565,083) 0	(106,589) 0	(64,100) 0
電気通信施設 (コミュニティFM放送通信施設整備事業外1事業)	別海町	(184,406) 152,800	(122,900) 102,900	(61,506) 49,900	(61,500) 49,900
合 計		(9,108,578) 322,800	(8,803,317) 183,364	(305,261) 139,436	(262,000) 138,700

総合整備計画書

(第3次変更)

北海道別海町本別辺地
(辺地の人口 147人、面積 28.3km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町本別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町本別50番地33

(3) 辺地度点数

196点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

通学バス～ 本辺地から上西春別小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【本別誘導線 (L=5,475m W=5.5m)】

経営近代化施設～ 農業経営の近代化を図るため、安定した用水の供給が必要である。また、安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
通学バス (スクールバス購入事業)	別海町	11,796	3,680	8,116	8,000
交通道路 (本別誘導線整備事業外1事業)	別海町	551,846	330,939	220,907	218,800
経営近代化施設 (環境保全型かんがい排水事業外1事業)	国 北海道農業公社	(31,815) 0	(30,550) 0	(1,265) 0	(1,100) 0
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	73,600	49,600	24,000	24,000
合 計		(669,057) 637,242	(414,769) 384,219	(254,288) 253,023	(251,900) 250,800

総合整備計画書

(第2次変更)

北海道別海町上風連辺地
(辺地の人口 386人、面積 119.7km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町上風連

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町上風連174番地44

(3) 辺地度点数

148点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。
【開南地区(L=3,030m W=4.0m)、上風連北地区(L=2,196m W=4.0m)、根室中部7号支線地区(L=220m W=4.0m)、開南北第1地区(L=630m W=4.0m)、開南北第2地区(L=300m W=4.0m)】

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業)	別海町	66,110	40,723	25,387	25,200
産業農林道 (根室中部7号支線地区基盤整備促進事業外4事業)	北海道 別海町	(979,643) 979,200	(694,314) 694,314	(285,329) 284,886	(283,800) 283,400
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	311,500	209,800	101,700	101,700
合 計		(1,357,253) 1,356,810	(944,837) 944,837	(412,416) 411,973	(410,700) 410,300

議案第 33 号

別海漁港における公有水面埋立について

公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定により、北海道知事から下記による公有水面埋立免許の出願に係る意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、同条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

- 1 出 願 者 北海道
- 2 埋 立 位 置 野付郡別海町本別海 26 番地先の公有水面
- 3 埋 立 の 面 積 2,416.32 平方メートル
- 4 埋立地の用途 ー 3.0m 岸壁
- 5 埋立に関する工事の施工に要する期間 5 年

議案第 34 号

町道の路線認定及び廃止について

町道の路線を次のように認定及び廃止する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

1 認定する路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
892	別海宮舞町南2号線	別海町別海宮舞町 190番地17地先	別海町別海宮舞町99 番地25地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
244	中春別28線	別海町中春別119番 地5地先	別海町中春別74番地 2地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
348	中春別14号線	別海町中春別127番 地3地先	別海町中春別126番 地15地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項

2 廃止する路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
244	中春別28線	別海町中春別174番 地34地先	中標津町界	—	道 路 法 第 10 条 第 3 項
348	中春別14号線	別海町中春別国有林 内(町道中春別小野 沼公園線交点)	別海町中春別126番 地15地先	—	道 路 法 第 10 条 第 3 項

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和3年3月4日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|------|-----------------------|
| 1 | 住 所 | 野付郡別海町中春別東町148番地 |
| 2 | 氏 名 | 藤 原 優 子 |
| 3 | 生年月日 | 昭和30年8月21日 |
| 4 | 任 期 | 令和3年7月1日から令和6年6月30日まで |